

釜石市義援金の種類と配分基準

種類	交付を受ける方(申請者)	金額	申請先	
死亡又は 行方不明者 見舞金	死亡または行方不明者の遺族	8万500円	国・県義 援金に上 乗せ交付 しますの で、申請 不要です	
	【内容】第1次=5万円、第4次=1万3千円、第5次=7千円、 第6次=3千円、第7次=3,500円、第8次=1千円、 第9次=2千円、第10次=1千円			
住家損壊等 見舞金	国・県義援金の住家損壊見舞金の支給対象世帯 (半壊以上の世帯。福祉施設入所世帯は対象外)	6万5,500円		
	【内容】冬季生活支援=3万5千円、第4次=1万3千円、第5次 =7千円、第6次=3千円、第7次=3,500円、第8次=1千円 第9次=2千円、第10次=1千円			
中小企業等事業者 災害見舞金 (釜石市第2次義援金)	平成23年3月11日時点で市内で事業を営んでおり、事業用建 物が半壊以上である下記の事業者			商業観 光課
	業種	資本金	従業員数	
	①製造業、建設業、運輸 業、その他の業種※	3億円以下	300人以下	
	②卸売業	1億円以下	100人以下	
	③サービス業	5千万円以下	100人以下	
④小売業	5千万円以下	50人以下		
※その他の業種は「農業・林業・漁業を営む個人」および「不動 産業のうち民間賃貸住宅等の所有者」を含まない。				
住家損壊等 見舞金 釜石市第3次義援金	一部損壊 (浸水区域内)	平成23年3月11日時点で浸水区域内に居住していた、り災程 度が一部損壊の世帯(被災者生活再建支援制度による、長期 避難区域世帯を除く)	10万円	地域福 祉課
	貸家等所有者	次の全てを満たす人 ・り災程度が半壊以上の物件の所有者 ・被災者生活再建支援金及び国・県義援金が交付対象外 ・震災時点で貸家等で家賃収入を得ていた人	10万円	
	・長期入院世帯 ・社会福祉施設 等入居世帯 ・止むを得ない事 情による不在世帯	次の全てを満たす世帯 ・り災程度が半壊以上の物件の所有者 ・被災者生活再建支援金及び国・県義援金の交付対象外 ・震災当時、長期入院、社会福祉施設などへの入居、転勤等 のやむを得ない事情により被災住居が不在であった世帯 ・被災住居に家財を保管していた世帯	10万円	
	ひとり親世帯	震災時点で、ひとり親家庭等医療費受給世帯(震災によりひ とりに親になった世帯を含む)、または生活保護法による被保護 世帯で、母子加算を適用されていた世帯のうち、居住していた 住宅のり災程度が半壊以上の世帯	10万円	
	要介護、 障がい者世帯	震災時点で、要介護3以上の人を在宅で介護していた世帯。 または重度障がい者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精 神障害者福祉手帳1級)が在宅しており、居住していた住宅の り災程度が半壊以上の世帯	10万円	
震災孤児・遺児に 対する交付 (釜石市第4次義援金)	震災で両親または父親か母親のいずれか1人を亡くした人の うち、震災発生当時年齢が18歳未満か、満18歳の高校三年 生だった人で、いわての学び希望基金を受給している人。		孤児100万円、 遺児50万円	